附　則 ［１・２　略］ （企画官の設置期間の特例） ３　第四条第一項の企画官のうち一人は、令和十年三月三十一日まで置かれるものとする。 ［項を削る。］	附　則 ［１・２　同上］ （企画官の設置期間の特例） ３　第四条第一項の企画官は、令和十年三月三十一日まで置かれるものとする。 （沖縄振興局総務課事業振興室の所掌事務の特例） ４　沖縄振興局総務課事業振興室は、第十四条第二項各号に掲げる事務のほか、平成二十四年十月三十一日までの間、独立行政法人評価委員会沖縄科学技術研究基盤整備機構分科会の庶務に関する事務をつかさどる。
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この府令は、公布の日から施行する。

○内閣府令第四十一号

こども家庭庁設置法（令和四年法律第七十五号）及びこども家庭庁組織令（令和五年政令第百二十五号）を実施するため、こども家庭庁組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和八年四月八日　内閣総理大臣　高市　早苗

こども家庭庁組織規則の一部を改正する内閣府令

こども家庭庁組織規則（令和五年内閣府令第三十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（こどもの自殺対策推進室及び企画官） **第六条**　総務課に、こどもの自殺対策推進室及び企画官一人を置く。 ２　こどもの自殺対策推進室は、こどもに係る自殺対策に関する事務をつかさどる。 ３　こどもの自殺対策推進室に、室長を置く。 ４　企画官は、命を受けて、総務課の所掌事務のうち重要事項についての企画及び立案に関する事務を行う。	（企画官） **第六条**　総務課に、企画官二人を置く。 ［項を加える。］ ［項を加える。］ ２　企画官は、命を受けて、総務課の所掌事務のうち重要事項についての企画及び立案に関する事務を行う。
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この府令は、公布の日から施行する。

○内閣府令第四十二号

警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第二十七条第四項、第三十一条の二第四項及び第三十三条第三項並びに警察庁組織令（昭和二十九年政令第百八十号）第四十八条第五項の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、警察法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和八年四月八日　内閣総理大臣　高市　早苗

警察法施行規則の一部を改正する内閣府令

警察法施行規則（昭和二十九年総理府令第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する複数の規定を記号により一括して標記した箇所を含む。）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。